

総務文教委員会

平成19年12月12日(水)

## 総務文教委員会

日 時 平成19年12月12日(水)午前10時00分開会 - 午前12時05分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 奥野委員長、反保副委員長、中原、岡本、辻下(文)、辻下(正)、小川、竹内  
鍛冶副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 谷本、田代

出席理事者 石田町長、平副町長、田中教育長、中口総務部長、嶋本総務部理事、古田総務部理事、  
南総務部副理事兼総務法制課長、亀崎総務部危機管理課長、  
四至本総務部行財政改革課長、竹本企画部長、廣田企画部秘書課長、  
保井企画部企画人事課長、谷下企画部人権推進課長、  
淵原会計管理者副理事兼会計課長、  
岡田教育部長、岡本教育部副理事兼生涯学習課長、唐門教育部学校教育課長、  
嶋坂教育部指導課長、山路教育部指導課参事、  
谷口教育部副理事兼淡輪公民館長、  
一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長、酒井給食センター所長、  
茂野淡輪幼稚園長  
阪本教育部生涯学習課主幹

欠席理事者 なし

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

奥野委員長 皆さん、おはようございます。本日は本委員会への出席、ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、これより総務文教委員会を開催します。

議案の審議に当たりましては、十分意を尽くされましてご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにさせていただきよう、よろしくお願いいたします。

12月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案16件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

その前に会議の進め方について、委員の皆さん、何かございませんか。

(「委員長一任」の声あり)

奥野委員長 ありがとうございます。それでは、私の方から進めさせていただきます。

なお、理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

四至本総務部行財政改革課長 それでは、平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)について説明いたします。

1ページをまずごらんください。歳入から説明させていただきます。

10地方交付税、1地方交付税、補正額としましては1,980万9,000円を補正するものでございます。

内容といたしましては、普通地方交付税の決定額の残額分を今回の補正の財源調整として補正するものでございます。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 続きまして、府支出金、府補助金、教育費府補助金、社会教育費補助金。今回9万円を補正するものであります。府の補助金が今回確定したもので、今回するものであります。

内容としまして、子ども110番を含む、子どもの安全対策として大阪府安全なまちづ

くり地域活動支援事業補助金、青少年健全育成推進費に充当するものでございます。

唐門教育部学校教育課長 17 寄附金、1 寄附金、2 教育費寄附金、小学校費寄附金として5万円の補正をするものです。

内容としましては、国際ソロプチミスト大阪臨空から各小学校の学校図書購入費として5万円の寄附をいただきました。寄附金5万円については、小学校教材費に充当するものです。

四至本総務部行財政改革課長 18 繰入金、1 基金繰入金、補正額としましては1億2,087万9,000円でございます。

内容といたしましては、今回の補正の財源調整としまして、財政調整基金より1億2,087万9,000円を繰り入れるものでございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 次に、2 特別会計繰入金、1 深日財産区特別会計繰入金として43万2,000円です。

内容といたしましては、深日財産区特別会計より一般会計予算に繰入れるもので、歳出の集会所維持補修費の緑会館改修工事に充当するものです。工事費の3分の2に相当する金額でございます。なお、詳細につきましては、歳出予算で詳しく説明をさせていただきます。

次の2ページをごらんください。

3 淡輪財産区特別会計繰入金として33万円。内容といたしましては、淡輪財産区特別会計より一般会計予算に繰入れるもので、歳出の集会所維持補修費のグリーントウン集会所改修工事に充当するものです。なお、詳細につきましては、歳出予算で詳しく説明をさせていただきます。

次に、20 諸収入、3 雑入、1 雑入として21万5,000円。内容といたしましては、緑会館改修に係る地元負担金でございまして、緑会館の改修事業費64万7,000円の3分の1を地元関係自治区よりご負担いただき、歳出の集会所維持補修費に充当するものでございます。

ご負担いただく根拠につきましては、集会所建設等に係る基本方針の中に集会所管理運営経費の負担区分について定めています。その中で通常の管理運営経費で賅うことが困難と考えられる大規模な改修経費及び高額な備品購入経費については、別途協議の上、決定することになっており、地元と費用負担について協議をした結果、3分の1を地元で負担していただくということで合意しております。なお、改修工事等の詳細につきましては、

歳出予算で詳しく説明をさせていただきます。

四至本総務部行財政改革課長 21町債、1町債、補正額といたしましては9,963万7,000円でございます。これにつきましては、公的資金補償金免除繰上償還に伴います財源といたしまして借換債を発行するものでございます。

保井企画部企画人事課長 引き続き歳出でございます。

最初に、人件費の補正について、概要を説明させていただきます。

今回、人件費の補正につきましては、人事院勧告や地域手当等の給料の改正と19年4月などの人事異動及び勧奨退職による退職手当などによる補正でございます。

人事院勧告では、若年層に限定した給料の0.35%の引き上げ、扶養手当の500円の引き上げ、期末勤勉手当の0.05月の引き上げでございます。

また、地域手当は、管理職は常に3%でございますが、管理職以外につきましても5%から3%に改正するものでございます。

備考の記載事項につきましては省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 議会費、議会人件費、6万1,000円の減額を補正するものです。減額の理由は、人事院勧告や地域手当等の給料の改正によるものでございます。

2 総務費、総務管理費、一般管理費、人件費、7,191万3,000円の増額を補正するものです。このうち職員手当では、5,646万1,000円のうち5,391万2,000円は勧奨による退職手当でございます。増減の理由は、人事院勧告地域等の給料の改正と人事異動によるもの及び勧奨退職2名による退職手当でございます。

非常勤職員等公務災害補償費、10万円の増額を補正するものでございます。増額の理由は、本年5月通勤災害の発生により医療費等の補償費が生じたものです。

南総務部副理事兼総務法制課長 次に、4財産管理費、集会所維持補修費として97万7,000円です。内訳としては、緑会館改修工事に64万7,000円、グリーントウン集会所改修工事に33万円です。

内容といたしましては、緑会館の利用が高齢化により洋式便器が必要になったため、便所を改造するものです。工事内容といたしましては、便器の取りかえ、床タイルの張りかえ、配管・器具等の取りかえ、手すりの設置等でございます。

次に、岬町淡輪6区のグリーントウン集会所について説明させていただきます。

集会所につきましては、地元自治区長等から台所・トイレ等が傷んで使用できない状態

になっているので、改修してほしいとの要望がございました。それに基づき施設を改修するものです。また現在、トイレの処理排水につきましては合併浄化槽を設置していますが、その工事にあわせて下水道に接続するものです。

次に、財産管理費として、西地区住宅用地造成事業用地買収費 1 億 7 1 9 万 1 , 0 0 0 円です。

内容といたしましては、岬町住宅用地造成事業特別会計に係る西地区住宅用地購入費用でございまして、本会計を早期に終結させるための作業といたしまして、旧多奈川小学校跡地の西地区宅造用地のうち道路用地 2 , 1 7 8 m<sup>2</sup>、駐車場用地 1 , 1 7 0 m<sup>2</sup>及び 6 5 0 m<sup>2</sup>で、合計 3 , 9 9 8 m<sup>2</sup>でございます。購入単価といたしましては、簿価の 1 m<sup>2</sup>当たり単価 2 万 6 , 8 1 1 円で計算をしております。財源の内訳といたしましては、一般財源を投入する予定でございます。なお、事業の詳細につきましては、住宅用地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）で詳しく説明をさせていただきます。

次に、庁舎維持補修費として 1 4 0 万 8 , 0 0 0 円です。

内訳といたしましては、庁舎整備工事として、保険年金課 O A 室設置費用 4 5 万 4 , 0 0 0 円、公害監視センター会議室改修経費 9 5 万 4 , 0 0 0 円です。

内容といたしましては、保険年金課 O A 室の設置でございまして、レセプトの電子化及び特定検診・特定保健指導が実施されることにより、個人情報保護及びレセプト管理のため、保険年金課のフロアにパーティションにより O A 室を設置するものでございます。

次に、公害監視センター会議室改修につきましては、公害監視センターを住民活動センターとするため、内部の間仕切りをアコーデオンカーテンに変更し、既設内部ドアの取りかえ、既設配線溝埋め戻し、床の一部のビニルシート張りかえ、既存クーラー撤去、エアコンタイマーの設置等の改修を行います。それにより会議室は 3 室確保できる予定でございます。

以上です。

保井企画部企画人事課長 2 徴税費、これ以降、人件費の補正が続きます。各区分の増減の理由につきましては、人事院勧告、地域手当などの給与の改正、人事異動によるものでございますので、増減の理由につきまして省略させていただきますので、よろしく願いいたします。

税務課人件費、 6 1 6 万 1 , 0 0 0 円の減額を補正するものです。

3 戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費人件費、 2 1 8 万 5 , 0 0 0 円を減額補正

するものです。

3 民生費、1 社会福祉費、社会福祉費人件費、1,153万1,000円の減額を補正するものです。

国民年金費人件費、886万2,000円の減額を補正するものです。

老人医療人件費、3万3,000円の増額を補正するものです。

文化センター人件費6,000円の増額を補正するものです。

2 児童福祉費、児童福祉総務費人件費、14万3,000円の増額を補正するものです。

保育所人件費、175万円の増額を補正するものです。

こぐま園人件費、5万2,000円の増額を補正するものです。

4 衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費人件費、6万8,000円の増額を補正するものです。

環境衛生費人件費、18万9,000円の減額を補正するものです。

2 清掃費、塵芥処理費人件費、4万8,000円の増額を補正するものです。

次、5ページでございます。

農林水産業費、林業水産業総務費人件費、9万5,000円の増額を補正するものです。

商工費、商工総務費人件費、99万2,000円の増額を補正するものです。

8 土木費、土木管理費、土木総務費人件費、52万3,000円の減額を補正するものです。

2 道路橋りょう費、道路橋りょう総務費人件費、2万8,000円の増額を補正するものです。

4 都市計画費、都市計画総務費人件費、5万9,000円の減額を補正するものです。

5 住宅費、住宅管理総務費人件費、1万9,000円の増額を補正するものです。

亀崎総務部危機管理課長 続きまして、6ページ、消防費、災害対策費といたしまして、防災啓発公園整備モデル事業でございます。補正予算額が540万円でございます。

内訳といたしまして、設計業務委託料40万円、防災避難所設置工事400万円、機械器具に100万円でございます。

この事業につきましては、今回、多奈川西地区の旧多奈川小学校跡地の住宅用地造成事業に係る土地の有効活用を図るため、防災啓発公園を整備するものでございます。事業の詳細な内容につきましては、お配りしております資料1 防災啓発公園整備事業とA3の資料、土地利用計画図をご参照願いたいと思います。

まず、目的でございますが、近い将来、必ず発生すると危惧されております東南海・南海地震を初め、地震や津波などの災害対策、防災意識の普及啓発を図るとともに、避難対象区域における緊急時の一時避難場所の整備を図ることとしております。

概要といたしましては、地域住民の交流、憩いの場であり、子供たちが集い、活動する場である公園を活用した防災意識の啓発を行うことにより、住民が日常的に防災に対する認識を深め、緊急時の避難や自主的な防災活動等を行うための一助とするものでございます。

また、あわせて、簡易な防災用品の備蓄や防災設備を設置することにより、災害時の住民の一時的な避難場所として機能を整備するものでございます。

整備箇所としましては、多奈川西自治区内の多奈川谷川1076番地、公園及び周辺道路でございます。

整備内容でございますが、先ほども説明いたしましたが、業務設計委託料40万円、それと公園部分で400万円、避難路部分で100万円でございます。

あわせてA3の図面もごらんいただきたいと思うんですけども、まずAの防災デッキ、これはイメージ図でございます。これは大きさでは、大体5メートル四方の約8坪ございます。高さとしては、地上より約2.5メートルにするものでございます。大体、収容人員は約70名程度収用可能でございます。

続きまして、防災啓発パネルは、公園内に3カ所の設置予定をしております。横幅約1メートルから1.5メートル、高さ2メートルの規模でございまして、通常の掲示板をイメージしていただいたら結構かなと思います。

次に、Cの収納ベンチについては、通常はベンチとして利用していただいて、災害時はベンチ下部の収納スペースにレスキューのセットやシートとかロープなどを収納して、災害時に使用することとしております。また大きさについては、横が大体2メートル50センチ、奥行きが1メートル、高さ40センチから50センチ程度のものと考えております。

次に、発光型の案内看板でございまして、避難路に、公園周辺あたりに5カ所を考えております。発光型の標識板については、平常時には防災意識の向上と災害時での避難誘導の役割を果たすものと考えております。

以上でございます。

保井企画部企画人事課長 10教育費、1教育総務費、事務局費人件費、12万7,000円の減額を補正するものです。

2 小学校費、学校管理費人件費、9万5,000円の増額を補正するものです。

唐門教育部学校教育課長 続きまして、小学校運営費といたしまして22万5,000円の補正するものです。内容としましては、深日小学校パソコン室のメインサーバーが故障したため、修繕料として22万5,000円の補正をするものです。財源内訳といたしましては、一般財源で22万5,000円です。

続きまして、小学校教材費として5万円の補正をするものです。内容としましては、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、国際ソロプチミスト大阪臨空から各小学校の図書購入費として5万円の寄附をいただきましたので、図書購入費として5万円の補正をするものです。財源内訳といたしましては、寄附金で5万円です。

続きまして、2教育振興費、要・準要保護児童援助費として25万円の補正をするものです。内容としましては、当初の準要保護児童見込み数84人から93人にふえたため、25万円の補正をするものです。内訳は、学用品代として13万4,000円、修学旅行扶助費として4万2,000円、給食扶助費として7万4,000円、合計25万円の補正をするものです。財源内訳といたしましては、一般財源で25万円です。

続きまして、特殊教育就学奨励費として1万円の補正をするものです。内容としましては、当初の特殊学級児童新入学見込み数0から1人ふえたため、新入学学用品代として1万円の補正をするものです。財源内訳といたしましては、一般財源で1万円です。

保井企画部企画人事課長 4 幼稚園人件費、6万4,000円の増額補正するものです。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 5 社会教育費、1社会教育総務費、青少年健全育成推進費としまして9万円補正するものです。これは3年前より実施しております地域安全大会開催に伴う消耗品費に使用するものであります。財源内訳としまして、府支出金9万円の補正でございます。

保井企画部企画人事課長 2 淡輪公民館費、公民館費人件費、6万1,000円の減額を補正するものです。

青少年センター人件費7万3,000円の増額を補正するものです。

6 保健体育費、共同調理場費人件費、159万9,000円の減額を補正するものです。

四至本総務部行財政改革課長 12 公債費、1公債費、補正額としましては、9,963万7,000円を補正するものでございます。内容といたしましては、公的資金補助金免除の繰上償還の対象となります昭和58年度及び平成元年度の旧資金運用部の高利率許可債の未償還金を繰上償還するものでございます。

続きまして、地方債の補正の追加でございます。地方債の追加補正といたしましては、公的資金補助金免除繰上償還に伴います借換債の限度額を9,963万7,000円とするものでございます。

奥野委員長 皆様にお諮りいたします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申し出に対して許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 では、傍聴を許可いたします。

本件について、質疑、意見はございませんか。

竹内委員 ちょっとこれの消防費の防災の関係で、これの防災デッキ、これをつくるということなんですけども、つくる場所が海の方に近いもんで、高台の塗装とか、H鋼の300の150の9mmを使っとるんですけども、塩害もありますので、防災というより塩害ですね、塩害対策はどうなっているのかということと、それとあと子供の遊び場、どうにもなると思いますので、この辺の安全対策はどうなっているのか、それひとつ2点だけお聞きします。

亀崎総務部危機管理課長 ご質問の塩害対策なんですけども、これから設計業務、委託をする段階ですので、ご質問内容の、当然、塩害対策は必要かと我々考えています。

また、通常の子供さんの遊べる公園に設置いたしますので、安全管理ということで、通常はデッキの上にはのぼれないように安全管理を図っていきたいと考えています。今後、地元区長会を通じて調整してまいりたいと考えています。

以上です。

奥野委員長 よろしいですか。ほかございませんか。

辻下(文)委員 6ページの小学校費の小学校の教材費の補正額の5万円は、これはソロプチミストの関係が入ってきたというのでいいのかな。

唐門教育部学校教育課長 今の質問ですけども、この歳入については国際ソロプチミスト大阪臨空から寄附をいただいた5万円でございます。

奥野委員長 ほかございませんか。

中原委員 寄附によって賄われる図書購入費について、お聞かせいただきたいと思います。各学校に図書購入費としてという説明だったと思いますけれども、どこの学校に幾らとか、そういう詳細があればお教えいただきたいと思います。

それから、借換債についてなんですけれども、以前、議会に対して補償金免除の繰上償還についてという資料をお配りいただいて、借換債についての説明をいただいたところでありまして、その内容に基づいて、以前、高い金利で借りていた分を安い金利で借りかえることができますよということだと思っておりますけれども、それについては大変結構なことだと思っておりますが、一方で、あめとむちのような格好で、安い金利で借りかえさしたるから、いろんな行財政改革をより一層進めなさいよというような縛りがかかっているんだという説明を受けたところだというふうに理解をしています。

また、今後の計画について、財政健全化計画について示されましたけれども、その中には職員の人員削減ですとか、料金改定ですとか、公の施設における指定管理者制度の導入や公的な施設の民営化、受益者負担というような言葉が並んでおりまして、このような考え方については承知しかねるというふうに考えているところであります。このあたりの借りかえして町としての負担が軽くなるということについては、流儀的に大変プラスになることですし、町財政にとっても削るということで賛成できるんですけれども、今後の町としての計画について、大まかな内容についてはいってんご説明いただいたとおり、資料を見せていただいているとおりかと思っておりますけれども、そのあたりでもう少し具体的に今後の計画について、そのあたりがありましたら、お示しいただきたいなと思うのが2点目です。

それから、歳入に対してそれぞれかかわっておりますが、社会教育費の青少年健全育成推進費というところで、大阪府安全なまちづくり地域活動支援事業補助金というのと青少年健全育成推進費という説明をされておりましたけれども、それぞれどのような事業があるのか、事業内容の詳細をお示しいただきたいと思っております。

その他、地域安全大会の開催に伴って、消耗品としてこの9万円を充当したという説明がありましたが、消耗品、どのようなものとして使ったのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

それから、順番が前後して申しわけありませんが、6ページの小学校運営費のところでは修繕料として深日小学校のOA室のサーバーが故障したと。メインサーバーの故障で修理しないといけないという説明がされておりましたけれども、この運営費に関して、いろいろとだんだん古くなってくると思われますので、施設面の整備が必要になってくるのが当然かと思っておりますけれども、そのあたりについて、いろんな対応年数とかも考慮した上で、修理についての計画性をお持ちなのか、そのあたりについてご説明いただきたいと思っております。

以上です。

奥野委員長 順次説明をお願いいたします。

唐門教育部学校教育課長 今最後に質問があったので、答弁を行いたいというように思います。

パソコンについては、各小学校のリースでパソコンをやっておりましたけれども、リース期限が切れて3年もたっております。今後については、町財政等を見ながら、リース代をまた検討をしていきたいとは思っております。

続きまして、各小学校の図書購入費ということでご説明いたしましたけれども、一応その配分については、人数分で、児童数で案文したいと考えております。ちなみに、淡輪小学校の児童数は、平成19年5月1日現在で552人、深日小学校は239人、多奈川小学校は137人、合計で約930人になるんですが、それをもとで人数割を考えております。

以上でございます。

古田総務部理事 公的資金の公的資金の補償金免除繰上償還についてご説明いたします。

そもそもなんですけれども、公債費の起債の繰上償還というのは、それぞれ政府資金等を入れてましたので、それぞれの資金の収支計画がございますから、従来は金利が高いから、あるいは一般財源で何かしらの財源が生まれたからといって、繰上償還はできないものでございました。それがですね、手元に資料がないのですが、15年だったぐらいだと思うんですけれども、将来払うべき金利分について補償金ということで上乘せすれば繰上できますよというふうに制度が改められました。今年度の今回お願いします補償金免除繰上償還といいますのは、平成19年度の地方財政対策におきまして、政府は3カ年限りの措置としまして、非常に地方の行財政が厳しい中、行財政改革に取り組んでおられる。そういった計画的に行財政改革に取り組んでおられる市町村が、この公債費が非常に負担になっているためにその補償金、先ほど申し上げました将来の利息分として支払わなかつた補償金、それを免除して繰り上げて償還ということができるようになります。ただ、地方の行財政改革を条件として条件としてということじゃなくて、地方の行財政改革を一生懸命取り組んでいる団体について、そういう支援をするという仕組みでの3年間の措置でございます。そういうことで、ちょっと繰上償還の条件として行財政改革があるというものではございませんので、この辺、ご理解をお願いいたします。

また、本町におきます行財政改革につきましては、集中改革プランに従いまして、これまでの実績でございまして、この繰上償還の説明で前回もご説明させていただきましたと

おり、繰上償還をするために新しい行財政改革というのは、特に今ございません。集中改革プランに掲げられた行財政改革を着々と進めていくということで、今、大阪府並びに国の方に説明しているという状況です。

以上です。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 続きまして、先ほどの9万円につきまして、ご説明させていただきます。

この大阪府安全なまちづくり地域活動支援事業補助金の中での青少年健全育成推進事業ということで、現在、子ども110番とか、みまもり隊等々で皆さんの協力を得まして、子供の登下校を見守ってくれるのに使用するものです。

この経費につきましては、まだ実施しておりません。今、国道にのぼり等が立っておりますが、のぼり及びそれに伴うボランティアさんの消耗品等に使用するものでございます。

中原委員 今お答えいただいた中で、1点、小学校の運営費についてですけれども、パソコンのリースが期限切れになって3年たっているということで、今後の町財政を見ながら検討していくと。予算の確保に向けて検討していきたいというご意志であったかなというふうにお聞きしたところでありますけれども、この件につきましては、淡輪小学校のPTAなんかから要望として、きちっと子供に対する教育の整備という点で、計画性を持って修理に対する予算を確保して欲しいとか、そういう要望も上がっておりますし、それは当然な要望であるというふうに考えますので、今後も引き続いて努力をしていていただきたいということをご要望申し上げたいと思います。

それからもう1点、行財政改革について、公債費の件で説明をいただいたところでありますが、その説明の中で条件ではなくて支援であるというところでありましたけれども、そうであるとするならば、ちょっとお聞きしたいんですけどね、条件でないということであるならば、今後の行財政改革について町の考え方を示すということを改めてしなくても、この借換債は可能であるということなんではないでしょうか。その2点、お答えいただきたいと思っております。

古田総務部理事 まず、先ほど私の説明の中で繰上償還ができるのが、記憶で平成15年と申し上げましたが、平成13年の間違いです。訂正をさせていただきます。

ただいまのご質問につきましては、国もある程度それぞれ各団体の行財政改革については理解をされています。しかしながら、我々が今どのような取り組みをしており、今後どのような対策を進めていくのかということは、集中改革プランに書いてございますが、す

すべての団体が、例えば集中改革プランに書かれていることを確実に実施できるかどうかというのは把握できてございません、国の方も。ですから、我々の今の改革の状況並びに今後の改革をどんなふうに取り組んでいくかということにつきましては、説明していく必要がございます。また、それは国に対して説明するだけでなく、住民の方、議会の方にちゃんとご説明して、ご理解いただくように指導されてございます。

以上です。

中原委員 ただいまご説明いただきましたが、先ほどの説明でも集中改革プランに基づくものを改めて説明するというか、まとめるということと、今、現状の進みぐあいについて、国に対しても説明していくと。住民の理解に対しても説明していくというたぐいのものですよということでありましたが、条件という言い方になりますと、なかなか地方の行政としてはそういうふうの説明することはできない、立場上そういうことかなと思いますけれども、いずれにしても、現状が今、集中改革プランの進みぐあいはどんだけ、まして子供が分るぐらいについてチェックをしていくということを国に対して示さない限り、この町財政は本物ではないということには変わりないということではありませんか。

古田総務部理事 条件という言葉のとらまえ方だと思うんですけども、これは例えば補助金であれ何であれ、補助金でもこんな目的という、そういう意味での条件がございます。それと同じように、このたびの国の3カ年の措置というのは、あくまで行財政改革を熱心に取り組んでいる市町村に対して、公債費が非常に負担になっている場合に、その足かけをどういうふうにしていきたいと思いますという程度ですので、行財政改革に取り組んでいるというのが、やっぱり大前提なんですね。ですから、そこについて、とりあえず許可いただくのが国ですので、そういった問題が出てますが、国からはまず議会の方に行って説明したと。議会の方の了解をいただいた上で未償還金を借換ということになります。ですから、申請するに際して、そういう制度の目的に合ってますという説明責任は、当然、市町村側にございますので、その説明はちゃんとしていかないと借換できない。借換をするなら、我々とちょっと考え方が違うのですが、条件と、それを説明することが我々としては必要になってくるということをご理解をいただきたいと思います。

中原委員 いろんな補助金を受ける場合なんかでも、その点、慎重になったというのは、この補助金はこういう目的で、こういう効果を期待して、こういう事業を進めますという概要を当然示しているものということで、それはよく理解もできますし、当然のことだというふうに思いますけれども今回のものにつきましては、集中改革プランそのものの中に住民の負

担になるものが多く含まれているというふうに感じておりますのでこれ以上この場では結構ですけれども、この借換債の分につきましては、今後、行財政改革プランを進めていくに当たりまして、住民負担をふやさないようにですとか、そのあたりについてはよく検討していただいて進めるべきであるという考えを意見として申し上げておきたいと思えます。

以上です。

奥野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第99号「平成19年度岬町一般会計補正予算(第3次)」の件のうち本委員会に付託されました案件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第99号のうち本委員会に付託されました案件は、可決されました。

議案第103号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)」の件から議案第106号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計補正予算(第1次)」の件までの4件を一括議題としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

奥野委員長 議案第103号から議案第106号までの4件については、一括議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南総務部副理事兼総務法制課長 平成19年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)について説明します。

歳入として、4繰入金、1基金繰入金、1淡輪地区財産区基金繰入金33万円です。

次に、歳出として、2 諸支出金、2 繰出金、1 繰出金 3 3 万円です。

内容としては、グリーンタウン集会所改修費として 3 3 万円を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、平成 1 9 年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第 2 次）について説明します。

歳入として、4 繰入金、1 基金繰入金、1 深日地区財産区基金繰入金 4 3 万 2 , 0 0 0 円です。

次に、歳出として、2 諸支出金、2 繰出金、1 繰出金 4 3 万 2 , 0 0 0 円です。

内容といたしましては、緑会館改修工事費として 4 3 万 2 , 0 0 0 を一般会計に繰り出すものでございます。

次に、平成 1 9 年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第 2 次）について説明します。

歳入として、4 繰入金、1 基金繰入金、1 多奈川地区財産区基金繰入金 4 6 万 5 , 0 0 0 円です。

次に、歳出として、2 諸支出金、2 繰出金、1 繰出金 4 6 万 5 , 0 0 0 円です。

内容といたしましては、宮池に隣接する枯れ木伐採費用として 4 6 万 5 , 0 0 0 円を谷川財産区特別会計に繰り出すものでございます。

次に、平成 1 9 年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第 1 次）について説明します。

歳入として、3 繰入金、1 特別会計繰入金、1 多奈川財産区特別会計繰入金 4 6 万 5 , 0 0 0 円です。

次に、歳出として、1 財産費、1 財産管理費、2 維持管理費 4 6 万 5 , 0 0 0 円です。

内容としては、谷川財産区の財産区管理工事費として、宮池に隣接する枯れ木伐採費用 4 6 万 5 , 0 0 0 円でございます。

以上でございます。

奥野委員長 本件について、質疑、意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 なければ、本件についての質疑を終了します。

続いて、議案第 1 0 3 号「平成 1 9 年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第 1 次）」の件について、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

議案第103号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)」の件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第103号は、本委員会において可決されました。

議案第104号「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)」の件について、討論を行います。

反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

議案第104号「平成19年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第2次)」の件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第104号は、本委員会において可決されました。

議案第105号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)」の件について、討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

議案第105号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）」の件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第105号は、本委員会において可決されました。

議案第106号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第1次）」の件について、討論を行います。

反対討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

お諮りします。

議案第106号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計補正予算（第1次）」の件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

奥野委員長 満場一致であります。よって、議案第106号は、本委員会において可決されました。

議案第107号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）」の件を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

南総務部副理事兼総務法制課長 住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）について説明します。

現在、住宅用地造成事業特別会計は、平野地区の境界明示、地積更正、分筆作業を精力的に進めているところでございます。国においては、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律が」本年6月22日に公布され、平成20年度決算に基づく措置から適用される予定となっています。この法律におきまして、一般会計のみならず、特別会計を含む本町が有するすべての会計について財政の健全化が認められています。

このような状況を踏まえた上で、今般、道路及び駐車場などの公共用地を一般会計に売却するとともに、今後は、住宅用地造成事業特別会計の早期終結に向かって、宅地売却等に鋭意努力するものでございます。

それでは、内容について説明をさせていただきます。

収益的収入といたしまして、1宅地造成事業収益、1営業収益、1宅地売却収益、西地区宅地売却収益1億719万1,000円です。西地区宅地売却収益として、一般会計に売却する道路・駐車場売却収益8,976万4,000円及びゲートボール場・駐車場部分売却収益1,742万7,000円でございます。

内訳としては、道路用地2,178㎡、駐車場用地が2カ所ございまして1,170㎡と650㎡でございます。なお、道路用地と駐車場用地の合計面積につきましては3,998㎡でございます。その面積に簿価の1㎡当たりの単価2万6,811円を乗じて得た金額でございます。

次に、収益的支出といたしましては、1宅地造成事業、1営業費用、1宅地売却原価、西地区宅地売却原価7,151万9,000円でございます。西地区宅地売却収益として一般会計に売却する道路・駐車場売却原価5,989万1,000円及びゲートボール場・駐車場部分売却原価1,162万8,000円でございます。

内訳としては、道路用地2,178㎡、駐車場用地が2カ所ございまして1,170㎡と650㎡でございます。道路用地と駐車場用地の合計面積は3,998㎡でございます。その面積に原価計算により算出した単価1㎡当たり1万7,889円を乗じて得た金額でございます。

以上でございます。

奥野委員長 本件について、質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて、討論を行います。

まず、反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第107号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)」の件について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手全員 )

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第 107号は、本委員会において可決されました。

お諮りします。

暫時休憩することにご異議ございませんか。

( 「異議なし」の声あり )

奥野委員長 ご異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。

再開予定は、11時より再開いたします。

( 午前 10時 55分 休憩 )

( 午前 11時 00分 再開 )

奥野委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開します。

お諮りします。

この後の条例の制定、全部改正及び一部改正の議案については、本会議で説明を行っておりますので、通例どおり理事者の説明を省略したいと思います。

なお、議案第 111号「岬町住民活動センター条例を制定する件」から議案第 118号「岬町立町民体育館条例の全部を改正する件」までについては、本日、参考資料として、それぞれの条例に対応した施行規則(案)の概要等が配付されております。この参考資料もご参照いただきながら質疑を受けていきたいと思っております。

このような進め方でよろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声あり )

奥野委員長 それでは、議案第 111号「岬町住民活動センター条例を制定する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号の 2 です。

質疑、意見はございませんか。

中原委員 参考資料をご用意いただきまして、本日いただいたところでありますので、すべてにおいてこの場で目を通しながら審議というのはできませんが、このような一定の詳細にわたる資料を準備していただいたということについては、結構かなというふうに思います。

奥野委員長 もう少し時間をとりますので、中を見ていただけますか。

中原委員 そうですか。質問はこれについてじゃないんですけども、今ほんなら。

奥野委員長 施行規則も含めて、条例（案）と。

（発言する者あり）

奥野委員長 参考資料という形で。

中原委員 この先ですね、この住民活動センター条例以降、何件にもわたって使用料、利用料金という名前やね、使用料ですとか利用料金を住民の方からいただくというような中身が案件として何件にもわたって今回出されております。その大きな考え方について、この場でご質問いたしたいと思います。

これから先に出てくる案件の使用料・利用料についての基本的な考え方についてですけれども、これを集中改革プランの中で以前示されている使用料・手数料の設定に関する基本方針というものが基礎になっていることであるというふうに考えています。その中でですね、使用料・手数料の設定における基本的な考え方という、これは岬町のホームページの中でも公開されておりましたので、それを見せていただいて質問するんですけども、その基本的な考え方の中にサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるという前提から、行政サービスの対価として徴収するものであるということと、それから利用する方としない方との均衡を考慮し、負担の公平性を確保しなければならないというようなことが述べられておりました。この2点について、考え方を改めてお聞きしたいと思います。

この行政サービスの対価という考え方ですけれども、行政サービスについては、国ですとか地方公共団体が行うというものを行政サービスというふうに呼ぶと思いますけれども、それについては、地方公共団体としても行政サービスをするのが地方公共団体の仕事であるというのが基本的な考え方ではないのかなというふうに思いますので、当然のことを住民の皆さんに役務として果たされて、それに対する受益という考え方自体が誤りではないかというふうに私は考えるんですけども。そのあたりについて1点お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

それから負担の公平性についてですけれども、これは負担の公平性といいますけれども、この問題については生まれてから死ぬまでの長い期間にわたっての負担という、言葉がふさわしいかどうかわかりませんがそういう長きにわたる行政サービスを受けるという部分で、生まれてから死ぬまでを押しなべて見ていかないと負担の公平性という論理は通らないのではないかなというふうに思います。

さまざまな場面で住民の皆さんは行政サービスを受けるわけで、子供であれば幼稚園や保育所や地域の公園で遊ぶというようなこともありますし、若い親にとっては子育ての支援を受けると。またお年を召された方でありましたら医療費もかかるでありましょうし、人によれば老人ホームに入所されるというようなことも考えられます。

また、その間でさまざまな方が文化面やスポーツ面や社会面で行政サービスを受けるといことになりますから、そのあたりを見渡して負担の公平性というものについては考えなければならぬというふうに考えますので、今申し上げたことを考えた上におきましても、負担の公平性とここで書かれておりますけれどもその論理については少し不十分ではないかなというふうに考えるところであります。

そのあたりについて、お考えがあればお聞かせいただきたいと思えます。

四至本総務部行財政改革課長 まず公平性という意味でございますけれども、それにつきましてはやはり利用される方と利用されない方というのがあるわけでございまして、例えばある施設を夜に利用するというふうになれば、それなりの必要経費というものがかかってくると思われま。それをやはり使っていない立場からすれば、その電気代というのはやはり税金の方から使用されているということになりますので、その辺の不公平感というものを除くために今回その辺を埋めるといいますか、その辺を公平性というふうに考えております。

それともう一つ、受益という考え方ですけれども、これにつきましてもやはり特定の間がある目的に対して利益を得るという形でございますので、それ以外の方が例えば施設を使わない場合、使うことによって自分たちの娯楽等ができるというふうな、娯楽という言い方が正しいかどうかわかりませんが活動ができるというふうになれば、その辺の部分である程度の本人さんに利益があるというふうな言い方は正しいかどうかわかりませんが、それなりの効果があるといえますかそういう形のものだというふうに考えております。

古田総務部理事 先ほど行財政課長の方からもご説明がございましたが、使用料につきましてはいろいろな考え方はあろうかと思いますが、我々としましては地方自治法225条に定めております使用料、簡単に言いますと公の施設を使う者は使用料を徴収することができると。その法律に基づきまして実施しておりますので、その辺をご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

中原委員 今、町の考え方についてお答えいただいたところでありますけれども、今の説明でいきますと利用する、しないの問題で使っていない人から見ると不公平に見えるということ

ありますけれども、それは言うていることはわかるんですけどもね。そしたら、その人はそれは使っていないかもしれないけれども別の場面で当然日々公的サービスを受けておられるわけで、そのことについてはほかの人から見たらまた不公平ということになってくるわけですよ。

そんなことを言い出しますとね、採算のことだけを考えていきますと公的な施設のすべての運営を受益者という名前で言うんであればね、すべて利用している人からお金をとって、それによって100%賄われるようにしないといかんという考え方になるんじゃないですかね。

それでいくと、例えば保育所の運営費なんかでも今は保育料としていただいていますけれども、それだけでは到底足りないわけですから保育料も莫大な金額になるとかそういうふうになっていくわけで。本来の行政サービスというものに対する考え方と相反するものではないかなというふうに今説明を聞いておりまして感じておりました。

地方公共団体として、行政のサービスを行うということに対する本来の考え方を正していただく必要があるのではないかなというふうに今説明を聞いて感じているところであります。

また、使用料を徴収することができるという定めもあります。それに基づいて使用料を徴収していくんだと。徴収することができるということが明記されているわけでありまして、徴収すべきだとかそういうことでは当然ないわけでね、表現として。今回のたくさん案件ありますけれども、一つ一つ、特に使用料の賦課に対しては住民負担の拡大にもつながりますので、すべてにおいて賛成しかねるという考えをこの場で申し上げておきたいと思います。

奥野委員長 質問じゃないですね。

討論ではなくて意見ですか。

中原委員 後でまた討論でお話しします。

奥野委員長 岡本委員。

岡本委員 中原議員の意見にちょっと僕は理解できへんで、なぜかという、行財政が豊かですべて無料にできたら、それが一番いいんだけど、施設を使った人は当然お金を払って当たり前だし、施設を使わない人でも一般の行政サービスの利用はあるし、施設を利用した人は一般の行政サービスを受けていないというような今の話ではね、それは僕はちょっとおかしいのではないかなと思います。

それはやっぱり無料が一番いいんだけど、今の時代大変なので仕方ないから、僕は  
そのように理解しています。

奥野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほども述べたとおりでありまして、本来の行政サービスという考え方に基づく点や住  
民負担の拡大という点において、賛成しかねるという立場であります。反対いたします。  
以上です。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第111号「岬町住民活動センター条例を制定する件」について、原案のとおり可  
決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第111号は本委員会において可決されました。

議案第112号「岬町立アップル館条例を制定する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の1ページです。

質疑、意見はございませんか。

辻下(文)委員 このアップル館についてですが、私が聞き及んでいるところによりますと、保育  
所をなくしたときにかわりの施設として住民の意見等を集約して子供のために使ってあげ  
てほしい施設ということでアップル館ができたということで。それで状況を見ますと  
ほとんどが子供たちの利用で、大人がついてきている状況というのは子供に随行してつ  
いてきていると。

そういう状況の中で、私が言いたいのはここで会議室の使用料という会議室というもの  
を設けていると。これは例えばちょっと聞きたいのですが、お話会とかそういうことに使

うための会議室なのか、それとも一般の大人たちが会議をするための会議室とっているのかこの辺の確認が1点と、もう一つ私が言いたいのは、会議室として使うのであれば隣に深日会館という会議する場所、施設があるはずですが、その辺のところをあえて会議室というものを設けてそれで時間100円です。入ってきたところで回数が少なければ微々たる収入ということになってくると思うんですけれども、一つぐらいはその子供たちのために開放してあげて、使用料もとらない会議室というようなものは果たして必要なのかどうかということも含めてちょっとお聞きしたいと思います。教育委員会の方でちょっと答えてください。

谷口教育部副理事兼淡輪公民館長 今18年度までは2階には大人の本を初め子供の本を置き、それを整理してことしから2階でイベントというんですか、お話をする会とか紙芝居とかそういうイベントをする部屋と、それをしないときには会議もできるような部屋として今回提案させていただいた次第でございます。

辻下(文)委員 そしたら、お話会とかそういう子供のための活動に対しても、その部屋を利用するときは1時間当たり100円ですか、これを徴収するということですか。

谷口教育部副理事兼淡輪公民館長 そのイベントというか、その件については無償でやっていただく。それ以外で、ほかの団体の方がご利用なさる場合にいただくということになっています。

辻下(文)委員 わかりました。

これは私からの要望なんですけれども、今聞いたところでは大半がそのお話会とか子供に関する活動で利用されるということで、それは無料だということなんでちょっと安心しましたけれども。あえて、あいているときというのであれば了解が必要かなと思っているんですけれども。隣に集会所、深日会館のような立派な建物、会議をしたりする施設もありますので、あえてそこまでせんなんものかなと思ってちょっと危惧したのですが、大半が今までの利用のされ方を聞いていると子供たちによって利用されていると。

それで、もう一つ済みません。優先順位というか申し込みのね、そういう場合はつけずに、とにかく先に申し込んだ者の勝ちみたいな感じで、例えば大人の会議を申し込まれてあるところへ子供たちの取り組みをその会議室を使ってやりたいという場合は、やっぱり先に申し込んだその会議を優先するというのでしょうか。

谷口教育部副理事兼淡輪公民館長 このアップル館の目的は、やはり子供を対象としての目的でありますので、優先的には子供の方をしていきたいと考えております。

辻下(文)委員 わかりました。了解。

奥野委員長 ほかにございませんか。

中原委員。

中原委員 本件に関しましては、本会議の場面でも少し議論があったところかと思えます。またその本会議の場でも私の印象といたしましては、はっきりと納得のいくご回答が示されなかったというふうな印象を持っておりますので改めてお聞きしたいと思えます。

本件については、このアップル館を指定管理者に管理させることができるという内容が含まれておりますので、その点について本会議でも議論がありましたけれども、なぜ指定管理者に移行しなければいけないのか。今現在の運営では何か問題があるのか。また指定管理者に移行した方が、さらにこのアップル館の利用について何かプラスなことがあるのかとかそのあたりについて、現在の運営のあり方で十分と言えるかどうかわかりませんが、この施設の果たすべき目的を果たしているというふうには言えるのではないかなというふうに感じるんですけども、そのあたりについてあえて指定管理者制度を導入する理由をお示しいただきたいと思えます。

それからもう一点、コストについても本会議の場でも質問が出ておりましたけれども、その場では、例えばというような格好で指定管理者に管理を任せられた方がコストダウンが図れるのかとか、そういうコスト面でのプラスと思われるものがあるのかという質問が出されていたかと思えますけれども、そのあたりについて詳細をお聞きしたいと思えます。

例年の予算ではこのアップル館については大体幾ら充当していると。指定管理者に委託した場合は委託金が幾らになるとか、そのあたりがありましたらお示しをいただきたいと思えます。以上2点です。

岡田教育部長 中原委員のご質問にお答えいたします。

まず、なぜ指定管理者を導入するのかということですが、これは導入するということが決定もしておりませんし、また指定管理者も決まっておきませんので、あくまでもこの条例が通り管理者制度を導入することになり、管理者を応募してそこで出てきていただいたというふうな我々の構想の段階であるということをご承知おきいただいた上でお答えさせていただきます。

岬町には非常に熱心に子供たちの本にかかわって、読み聞かせの会であるとか文庫活動をされている方々がいらっしゃいます。その方々は非常に子供たちのためにどんな本を与えたらいいんだろうとか、あるいはまたその読み聞かせのノウハウも十分持っていらっ

しゃるし、そういう方々のどの団体になるのか、あるいはその団体が連合した形でお引き受けいただくのかはわかりませんが、子供たちのために本を選び、また子供たちの読み聞かせの会を定期的を開いていただくことが、単に淡輪公民館図書室分室として位置づけて職員を配置している状況よりも、格段の子供たちの居場所づくりにつながると考えております。

できればそのような指定管理者を公募した場合は、岬町の子供たちの本にかかわる各種団体の方から手を挙げていただきたいなというふうに考えております。

2点目のコストの削減ということにつきましては、ほぼ現在の予算をそのままスライドするような形になるかと考えておりますが、コストが削減されるというのは、いわばそのボランティアの方々のご協力とかあるいは子供たちのためにこういう活動をというふうなことで、今は賃金として何時から何時までというふうな形での雇用をしておるわけですが、現在一人を配置しているそれ以上のご協力、あるいは事業展開というものが望めるのではないかと。

結果として投入しているコスト、若干例えば1万円とか2万円コスト削減になるかもわかりませんが、試算ではですね。しかし、ほぼ今のアップル館に対する予算をそのままスライドして、そしてお引き受けいただく団体があらわれていただけたら、しかもそれは岬町の子供たちのために頑張っていたいでいる団体であればいいなとそのように考えております。

中原委員 今のご説明の中では、前提として指定管理者の導入自体も決定はしていないと。団体も決まっていないということでありまして、当然本件の議案につきましてはそういうことであるという事は前提として考えてはおります。

ただ、この本件の中に指定管理者の導入をすることができるということが明記されている以上、今後導入するという可能性はあるというふうに、私どもはこの議案を受け取った者としてはそういう立場として審議に参加するというのが当然の態度でありますし、そうなった場合にこの施設の本来の目的が果たせるのかどうか、またその必要性がどこにあるのかということについて審議をするというのは当然であると考えます。決定していない段階だということは承知の上でありますけれども、その後のことについて危惧される点についてもお聞かせいただいていたわけでありまして。

1点確認したいことが、今の説明について応募・公募という言葉が出てまいりましたが、指定管理者の場合は公募をして審査によって団体を選ぶという方法と、任意といいますが

ある団体をお願いをしてお引き受けいただくという二つの方法があるかなというふうに考えますけれども、先ほどのご説明でいきますと広く公募をして引き受けただけのところ、どこか手を挙げてもらえるところがあるかという方法については公募によるということをお考えなのか。

これも構想の段階ということですので、どこまでお考えになっておられるかわかりませんが、今のご説明でありますと公募による指定管理者の選定ということに、指定管理者の導入になっていく場合はですけれどもね、そういうふうになっていくのかなと思うんですけれども、私の理解で間違いはないかということを確認いただきたいと思います。

それから、今のご説明の中で子供の本のボランティアの団体なんかに管理運営をお願いした場合という仮定のもとにお話をされておりましたけれども、その場合に、より子供たちの居場所づくりにつながるということを考えているというご答弁でありました。

その子供の本のボランティアの団体というふうに申されておりましたが、今現在そういったボランティア団体にかかわる方に、このアップル館の職員としていろいろ来られた子供さんの対応や本の選定やいろいろなことを請け負っていただいているのではないかなと思いますので、実態として指定管理者としてそういったボランティア団体に管理運営を任せ方がプラスになるのか、そのあたりについてはちょっと先ほどの説明ではわかりかねた部分がありますので、もう少しお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

さらに、コストの面ですけれども現在の予算とほぼスライドさせると。若干減らせるかもしれないということで、先ほど1万円から2万円ぐらい予算としては減らせるかもしれないということでありましたので、この件について仮に指定管理者の導入がされたとしても、町の財政については大差はないということで確認させていただきたいと思います。

当然、公の施設ですのでコスト面がどうかという話はね、やはり行政サービスという視点から見てコスト面について議論するのは余りふさわしくない。この施設の目的が果たされるのかどうかという点が第一ですので、コスト面については余り議論すべきではないかなというふうに考えておりますので、この点については先ほどの確認ができればそれで結構かと思えます。

以上、ちょっとお考えをお示しいただきたいと思います。

岡田教育部長 まず1点目の公募するのかどうかということでございますが、これにつきましては、例えばその施設を長らくその団体が管理運営していたという場合は、その団体をお願いをするという方法もあるでしょうが、今回の場合は、公募してこういう業務をしていただく

団体について手を挙げていただくという形をとろうと考えております。

2点目の、現在配置している職員が岬町内で子供の本のために活動されている方ということでございますが、委員がおっしゃるとおりでございます、できれば子供の本により詳しい方を公民館として雇用したいという思いで雇用している方でございます。

一方、もちろん岬町の臨時職員という形で登録のあった方の中から非常に子供の本の活動に携わっている方に今は入っていただいております、非常に子供たちにとっても幸いかなと思っておりますし、またその入っていただいている職員との関係で、ボランティアの皆さんが例えば本を選んだりとかあるいは読み聞かせの活動を非常に積極的にアップル館で展開していただいているということについては、昨年度までのアップル館と随分雰囲気が変わったなど、子供たちに喜ばれる施設になったなというふうに考えております。

しかし、そのことについては今ご活動いただいている雇用している職員とか、あるいはそのボランティアでご協力いただける施設であるという位置づけのまま行くのか、それとも指定管理というふうなところへ行くのかということでございます。今はあくまでも淡輪公民館図書室分室というふうな形での管理でございますので、そういう実際に本を選ぶ金額についても、また読み聞かせの時間帯についても一定の縛りがかかっている状態でございます、我々が考えておりますのは、よりボランティアの団体が活動しやすい状況が指定管理を導入することによって生まれるのではないかとというふうに考えております。

もちろん公募でございますので、それ以外の団体なり会社が手を挙げた場合の管理についても、どのような管理の方法になるのかそれは最も岬町の子供たちのために有効な、金額は、投入する税金は限られておりますけれども、その範囲内で最も有効な活用をする団体をお願いしたいというふうに考えております。

3番目のコストにつきましては、委員がおっしゃるようにこのアップル館の目的を果たして子供の居場所がつくれるということが最大のねらいでございます、若干1万円から2万円の削減というものが図られるかもわかりませんが、そのことが1万円から2万円というぐらいの範囲でございますので、財政に大きな具体的な効果が上がるということではなくて、むしろアップル館本来の子供の居場所づくりという目的を、子供が本を好きになってもらいたいというその目的を果たすことが重要だと考えております。

中原委員 今お答えいただいた中で、本に詳しい方に来ていただいてボランティア団体の力も借りながら以前とはかなり違った事業内容がされていると。工夫や創意をいろいろと凝らして子供たちに喜ばれる施設に現在はなっているということで大変結構かと思っておりますけれども、

その説明の後で、今現在の状況でいくとこのアップル館が淡輪公民館の分室扱いになっているということで縛りがかかっているということを申されましたけれども、この縛りというものがどのようなものかご説明をいただきたいと思います。

岡田教育部長 例えば、予算の枠組みで言うと図書購入費が幾ら、賃金が幾ら、光熱費が幾らで電話代はできるだけ電話を使わないでねというふうな形で、予算の費目どおりに運用をしていただかなければいけないという状況でございます。

例えば、子供の読み聞かせの会の回数をふやしたいというふうな計画を立てたととしても、今の予算の範囲内、枠組み内では動けないというふうなそのような縛りでございます。

中原委員 今、縛りについてご説明いただきましたけれども、一定その予算というのは計画に基づいて予算化されているわけで、それに基づいて執行していくというのが予算の基本的な考え方でありますので、当然の態度かと思えますけれども、それが縛りというようなマイナスのこととして働くのであれば、それはより柔軟に運用していくということで流用の項目を変えたりとかそういうことは対応できるのではないのかなと思うんですけれども、そのあたりについてはいかがですか。

岡田教育部長 教育部長岡田でございます。

今、委員がご指摘のように、その縛りが縛りでないような形での対応を考えていくということと、一方事業費として、予算を指定管理をしていくときに事業費として組んだときとの使い方の広がりとを比べますと、やはり指定管理をしてこれこれこういう事業をお願いするという形での制度導入の方が、より子供たちの現実に合った対応ができるのではないかと考えております。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほどの質問に対していろいろとご説明もいただきましたけれども、例えば縛りがかかるという問題については縛りでなくなるように柔軟に運用していくことで対応できるというふうに感じますし、現在の事業内容についてもお示しになったとおり、以前に比べて非

常に子供たちに喜ばれて充実した施設として今現在利用に供されているというご説明だったと思うんですね。さらに指定管理者の導入をする必要性について、先ほどの説明ではちょっと納得のいくご回答が私自身は得られなかったように感じておるわけです。

指定管理者の導入につきましては、かねてから公的サービスの責任の縮小という問題がありまして、かねてから私自身反対という態度で来ておりますし、先ほどの質問に対する回答などを見合わせた限りにおきましても、本件については反対という態度をとらざるを得ないというふうに感じております。以上です。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第112号「岬町立アップル館条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第112号は本委員会において可決されました。

議案第113号「岬町立学校施設使用条例を制定する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の2ページです。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、私から一つお聞きしたいと思います。

今回、学校施設のいろいろと料金体系が別表で出ておりますけれども、近隣は既にずっと以前からとっていたようにもお聞きしておりますけれども、その辺の料金体系的な基本を、お話を少し聞かせていただきたいと思うんですけれども。

阪本教育部生涯学習課主幹 委員長から今ちょっと質問いただきました件ですけれども、学校施設におきましては各市町村におきまして、泉南地域に限定させていただきますけれどもそれなりの開放という形ではされております。ただし、条例化をして有料化を行っているところは今のところ泉佐野市と聞き及んでおります。

この後、体育館とかグラウンドとかの話が出てまいります、その件も含めてお話しさせていただきます方がよろしいでしょうか。学校施設の部分だけでよろしいでしょうか。

奥野委員長 これだけで。

阪本教育部生涯学習課主幹 泉南地域でいきますと、現在泉佐野で学校施設を開放していると。しかも有料化で行っております。以上でございます。

奥野委員長 済みません。もう一度確認しますが、この泉南地域では泉佐野だけということですか。隣の阪南とかはないんですか。

阪本教育部生涯学習課主幹 有料化を現在条例化して行っておられますのは泉佐野市ということでございます。

それ以外は規則等で一般開放なりはされておるんですけども、そういう動きはあるとは聞いておりますが、まだ条例化をされているところはございません。以上でございます。

奥野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほど議案の111号のときに、使用料についての考え方のあたりにおきましてはいろいろと私の考えも述べさせていただいたとおりですので、基本はそれにのっとるわけですが、

この特に学校施設ですね、今お示しいただいた泉佐野市のみが条例によって有料化されておるというところでありましたけれども、泉佐野市におきましても運動場、各小学校や中学校の屋外の運動場については料金はゼロ円でありまして、岬町は屋外の運動場についても100円を住民の皆さんにご負担いただくということもありまして、先ほどの考え方を基本といたしまして反対といたします。以上です。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第113号「岬町立学校施設使用条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第113号は本委員会において可決されました。

議案第114号「岬町立テニスコート条例を制定する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の3ページです。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほどと同じ立場で反対です。以上です。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第114号「岬町立テニスコート条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第114号は本委員会において可決されました。

議案第115号「岬町文化センター条例の全部を改正する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の4ページです。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほどと同じ立場で反対であります。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第115号「岬町文化センター条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第115号は本委員会において可決されました。

議案第116号「岬町青少年センター条例の全部を改正する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の5ページです。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほど来と同じ理由に基づいて反対といたします。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第116号「岬町青少年センター条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第116号は本委員会において可決されました。

議案第117号「岬町運動広場の設置及び管理条例の全部を改正する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の6ページです。

質疑、意見はございませんか。

竹内委員。

竹内委員 済みません。1点だけ。

私は、淡輪盆踊り保存会を面倒見ているんですけれども、この運動広場の使用ということで、泉州淡輪盆踊り保存会がこの淡輪青少年広場を使っているわけです、毎年ね。その辺のところも減免、ここに多分書いていると思うんですが、減免とかその辺の優遇があるのかどうかと。その辺だけ1点だけお願いいたします。

阪本教育部生涯学習課主幹 地域のそういう事業等につきましても、当課の方といたしましては減免対象と考えておりますが、一応そういう申請を上げていただいた上で、地域の文化伝承事業等については減免というふうな形になるかと思えます。これにつきましては、町長等が伺いするという形で意見を聞く形になりますけれども、原課としてはそういうふうな方向で考えております。以上でございます。

奥野委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほどと同じ立場で反対であります。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第117号「岬町運動広場の設置及び管理条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第117号は本委員会において可決されました。

議案第118号「岬町立町民体育館条例の全部を改正する件」を議題とします。

参考資料は、資料番号3の7ページです。

質疑、意見はございませんか。

竹内委員。

竹内委員 この体育館条例の中に体育館の横の広場を含めるんですかね。その辺だけちょっと。

阪本教育部生涯学習課主幹 竹内委員のご質問ですけれども、体育館ということで現在体育館のみを考えてございます。横の空き地につきましては、現在この条例適用外ということで考えております。よろしく願いいたします。

奥野委員長 ほかにございませんか。

反保副委員長。

反保副委員長 体育施設の利用料の改定について、一応まとめた質問をさせていただきます。

今回は、学校施設並びに体育施設の使用料改定ということで、今までは無料開放をしておりましたが、今回からは利用者に対して受益者負担ということで料金をいただくということでございますが、利用者のご意見というのはどういった意見なんでしょうか。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 この件につきまして、反保委員の質問にお答えします。

この件につきましては社会教育委員会からも提言を受けておまして、先ほども話がありましたように、基本としまして平成18年3月に策定されました集中改革プラン等の一つとして、受益者の負担の適正化を図ることが項目として挙げられており、使用料及び手数料等の受益者負担については、受益に対する負担のあり方及び近隣団体等の状況を踏まえて3年サイクルで見直しを行い、その適正化を図る方針が定められております。

この間、教育委員会としまして料金額の決定を受けて、利用者の主な団体等に参考意見聴取等も行いました。それによりまして、おおむね使用料の徴収については了承を得たものと考えております。以上です。

反保副委員長 例えば、岬町の町民体育館がございそうですが、私も何度か体育館へ寄せてもらっているんですけど、体育館へ玄関から入りますと即左側にトイレがございそうですね。あのトイレなんかでも非常に、においもきついし、中へ入ったら子供用、児童用の便器が並んでいる。また、目隠しが無いから当然外から中は丸見え。中へ入ったら天井も仕切りなしの天井になっていると。そういった状態の施設であれば、やはり有料化に伴って当然補修が必要になっていくと思うんです。有料化に伴う改修も必要ではないかと思っているんですけどその辺はいかがなものでしょうか。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 委員の今のご指摘のとおり、利用者の皆様からもいろいろな声が上がっておりますのが事実でございます。先ほども委員がおっしゃったように、目隠し

用のスクリーンの仕切りがないとか、床の部分の補修など各種方面の要望等が今現在私のところに入っております。

委員が先ほどおっしゃいましたように、このトイレはもともと小学校の児童用のトイレでありますので、そういう仕切り等がないというので安全対策のために最初スクリーンがないというのが現状ですので、今後これについていろいろなことを考えていきたいと原課では考えております。

反保副委員長 一応、岬町の方もあそこの体育館で岬町文化祭あるいは選挙、投票所ということでたくさんの住民が出入りするわけですが、またそれ以上に避難場所としてあそこを活用するというそういう場所でもあるわけですので、将来的に改修に進んでいくということに対する町長のご意見はどんなものでしょう。

石田町長 先ほど岡本課長の方から申したように、有料化に伴っての緊急な改修という部分に関しましては要望のある、そしてまた必要性のある予算に見合ったところからやっていくという形でございますが、全体的な部分に関しましては、今我々がやっております耐震計画にのっとった形で順次計画して実行してまいりたいと考えております。以上でございます。

奥野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、ちょっと私の方から1点だけお聞きしたいと思います。

先ほども、学校施設使用料金のところでもお聞きしましたが、今回体育館の使用料も2時間で800円という今まで無料だったものが高額な徴収をということになるんですけれども。先ほど同じように、近隣の料金体系ももう少し説明いただきたいと思うんですけれども。

阪本教育部生涯学習課主幹 近隣の体育館といいますのは総合体育館というような位置づけで、施設内容も岬町の町民体育館と比較すればかなり見劣りするものではございます。そういった中での比較ではあるんですけれども、私なりに岬町の体育館でいきますと、バレーボールコートが1面とれるというような想定で、岸和田からずっと岬町の体育館の面積に置きかえて大体計算している分がでございます。

申し上げますと、岸和田市ですと総合体育館で言いましたら3面ございまして、全面使用でなくて岬町の町民体育館の面積に置きかえたとしましたら1時間あたり1,500円。貝塚市ですと、こちら3面ございますけれども1面で500円。泉佐野市で1,800円、泉佐野市も3面ございます。泉南市で2面ございまして1,450円。阪南市で2面

ございまして、それが半面ということで1,500円。熊取町でいきますと3面ございまして900円ということでございます。岬町でいきますと1時間で置きかえれば400円ということで、金額的にはかなり低くなっております。

施設内容もよそと肩を並べる充実した施設もございませんけれども、今現在利用されている皆さんには何とか利用を行っていただいているんですけども、不自由のないようには何とか今後も整備に努めたいと思います。以上でございます。

奥野委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

中原委員。

中原委員 先ほど来と同じ理由に基づいて反対といたします。

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第118号「岬町立町民体育館条例の全部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

奥野委員長 挙手多数であります。

よって、議案第118号は本委員会において可決されました。

議案第119号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第119号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第119号は本委員会において可決されました。

議案第120号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 なければ、本件に対する質疑はこれで終了します。

続いて討論を行います。

まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

奥野委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第120号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

奥野委員長 満場一致であります。

よって、議案第120号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案16件についてはすべて議了しました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

これで、総務文教委員会を閉会します。

(午後0時5分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成19年12月12日

岬町議会

委 員 長 奥 野 学